

松戸市商業振興共同事業補助金 ～申請にあたっての注意点～

松戸市経済振興部 商工振興課

項目	ご注意点				
申請時期	補助金の交付申請は <u>事業開始の1ヶ月前まで</u> に行ってください。※ <u>事業実施後の申請には、補助金を交付できません。必ず事前に申請してください。</u>				
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>販売促進のための</u>、商業祭、福引、売出し（歳末セール等）等 ・<u>※販売促進を目的としない地域イベント等は補助対象となりません。</u>（一般的な盆踊り、単なるイルミネーション点灯等） ・講習会、研修会 				
事業への 商店会の関わり	<p>商店会が<u>主催、又は共催</u>である事業に限り、補助金の交付の対象となります。（<u>協賛</u>形式の場合は補助対象となりません。）</p> <p>※いずれにしても、<u>商店会としての費用負担・収支を明確にしてください。</u></p> <p>※平成29年度より、共催にかかる負担金を補助対象とする場合は、負担金の領収証（原本）と併せて、負担金金額と同等額の事業本体の領収証（写し可）を確認させていただきます。</p>				
補助対象外 の経費	申請時の収支予算書に計上していない費目		申請日より前に発注した経費		
	予備費	繰越金	会議中の飲食費	接待費	
	商店会員の人件費及び飲食費（商店会員以外の応援スタッフに対する費用は対象）			交換実績が分からない福引等の景品費	
	換金実績が分からない商店会商品券（換金実績の表に換金者（各商店）から押印いただくか、もしくは領収証を発行してください）				
領収証	下記の領収証が補助対象となります。				
	<p>※平成28年度より、領収証は原本にて確認しております。報告書提出の際は領収証の原本をご持参ください。</p> <p>宛名→<u>商店会名</u>（原則として） 日付→<u>申請日以降</u> 但書→<u>内容が分かるように</u> 収入印紙の添付（原則として）</p> <p>※<u>但書が単に「品代」では、内容不明瞭なため、そのままでは対象になりません。</u></p> <p>→<u>「商品名」又は「～事業の～代として」など明確に記載いただくか、商品名が分かる内訳書（レシート等）を添付してください。</u></p>				
	補助対象外	記載内容に不備のある領収証	宛名または但書を記載する箇所のない領収書（コンビニ等）		出金伝票
条件付で 補助対象	<p>銀行振込用紙・宅配受領書</p> <p>→発注・納品に係る書類を添付すること（銀行振込用紙及び宅配受領書だけでは購入品の確認がとれないため）。</p>				
報告内容	事業終了後に報告書を提出していただく際に、事業効果（事業を実施したことによる商店会の売上げの変化等）についてお聞かせください。				